

## やいた特派員運営要領

### 1 やいた特派員とは

市民等の参画による情報発信力の強化により、市の知名度・イメージの向上やまちへの愛着や誇りの醸成を図るため、SNSを活用した情報発信を行う。

### 2 活動内容

- (1) 自身のスマートフォンやタブレット等を使用し、自身のアカウントで、SNSで積極的な矢板市の魅力発信を行う。
- (2) SNSで投稿の際には、「#矢板市」「#やいた特派員」「#yaitagram」などのハッシュタグを付け、広く拡散を図る。

### 3 参加資格

- (1) 市内在住、在勤在学は問わず、矢板市が好きな方。
- (2) 自身のSNSアカウントで、積極的に本市の魅力・情報発信を行える方。
- (3) 投稿した写真等について、市のメディア掲載に同意いただける方。
- (4) 活動に係る注意事項および禁止事項を遵守できる方。
- (5) シティープロモーション事業に協力いただける方。
- (6) 自身でSNS発信はできないが、市にSNS投稿用の原稿を提供できる方。

### 4 任期

登録をした日から登録を解除する日までとする。

### 5 報酬

特派員の活動に対する報酬は、無報酬とする。

## 6 活動に係る注意事項

- (1) 矢板市公式インスタグラム「yaita\_city\_official」をフォローする。
- (2) SNS アカウントは、公開制限がないものを使用する。
- (3) やいた特派員として月 1 回以上の情報発信を行う。
- (4) 人物が被写体として写っている場合には、必ず被写体の承諾を得ることとし、市は肖像権侵害等の一切の責任を負わない。
- (3) 投稿にあたり、第三者との間にトラブルが生じた場合、市は一切の責任を負わない。
- (5) 18 歳以下の方は保護者承諾書を提出する。

## 8 禁止事項

- (1) 法令等に違反する行為又は違反するおそれがあるもの。
- (2) 第三者を差別、誹謗中傷、脅迫し、又はプライバシー、人権等を侵害するもの。
- (3) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する行為。
- (4) 著作権や商標権、肖像権などの知的財産権を侵害するおそれがある行為。
- (5) 営利を目的とした情報提供、広告宣伝、勧誘などの行為。
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させる行為。
- (7) 虚偽や事実と異なる情報及び単なる噂や噂を助長させる行為。
- (8) 本人の承諾なく個人情報を持定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害する行為。
- (9) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの。
- (10) わいせつな情報を含むもの。

- (11) 犯罪行為を助長するもの。
- (12) 私益のために特派員の立場を濫用すること。
- (13) 市職員と混同した発言やふるまいをすること。
- (14) 各種 SNS の利用規約に反すると思われるもの。
- (15) その他事務局が不適切と判断する行為。

## 9 そのほか

投稿内容が不適切など、参加資格を満たさないと判断したときには、やいた特派員を解除する場合がある。